

平成 2 8 年 4 月

## 第68期導入修習の評価の概要

司法研修所

## 1 はじめに

導入修習は、修習開始段階で司法修習生（以下「修習生」という。）に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として、第68期司法修習から新たに実施された（カリキュラムの概要は別紙のとおり）。

司法研修所としては、第68期導入修習により上記の二つの目的がどの程度達成され、どのような課題があったかを把握した上で、その課題を克服してより充実した導入修習を実施するため、各教官室において、修習生に対するアンケートの結果、配属庁会の指導担当者や司法研修所教官の所感等も踏まえ、第68期導入修習についての評価を行った。

各教官室が行った評価の概要は、以下のとおりである。

## 2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

## (1) 導入修習時の第68期修習生の状況に関する教官の所感等

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。また、例えば、修習生が不慣れである、具体的事案の実体法・手続法の知識を応用した分析や事実認定に関して、修習生に不足している点を繰り返し指摘したり（民事裁判）、代理人の立場からの法的構成の検討や事実認定上の問題点及び立証の見通しの把握等に関して、自学自修の重要性を説く（民事弁護）などした。これらの結果、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。

## (2) 修習生アンケートの結果

導入修習終了時に実施したアンケートでは、導入修習の各カリキュラムについて、一つでも「必要性を感じない」又は「内容や構成が不十分である」と回答した者が14%にとどまった。また、集合修習開始時に実施したアンケートでは、多くのカリキュラムで「役に立った」、「少しは役に立った」との肯定的な評価が約9割に達したほか、事実認定の知識や実体法の知識等の各項目について、5割ないし6割以上の者が導入修習を通じて不足を感じ、その多くの項目について不足を感じた修習生の6割から7割程度の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んだ。

## (3) 配属庁会の指導担当者の所感等

配属庁会の指導担当者からは、「第67期までの修習生と比べて、記録の読み方や裁判官との意見交換の仕方など民実務修習でどのようなことをするのかのイメージを持っていた」、「主張整理の必要性やその要領を理解し、一定の自学自修をした上で臨んでいた」（民事裁判）、「開始当初から積極的に取り組んでいる者が多く、事実認定の着眼点、量刑

の基本的な考え方等を一通り学んでいることで、問題意識を持って傍聴がされるようになった」(刑事裁判)、「検察官の職務や検察修習でどのようなことをしなければならないかということについて、当初から大まかにイメージした上で実務修習に臨んでいた」、「犯人性、犯罪の客観的構成要件要素・主観的構成要件要素、違法性、責任、情状といった、基本となる論述構成が理解されていた」(検察)、「分野別実務修習の当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加し、分野別実務修習の実が上がった」(民事弁護、刑事弁護)など、修習に対する姿勢や実務的知識等の点で肯定的な所感が多く見られた。また、分野別実務修習の期間が短縮された影響について、大きな弊害が生じているとの意見はなく、「各クール開始後早期に在宅事件を修習生に割り振って検討を始めさせることができ、身柄事件も余り時期をおかずに取り組みせたので、修習期間の短縮化による影響はなかった」(検察)との指摘もあった。

### 3 集合修習以降からみた導入修習の評価

司法研修所教官からは、集合修習において、「要件事実の基本的理解を全く欠く起案は相当程度少なくなり、また、事実認定についても動かし難い事実に着目し、認定すべき事実へ積極方向、消極方向それぞれに働く間接事実の双方に配慮し、事実認定を行う起案が増加した」(民事裁判)、「多くの修習生が争点整理の結果・当事者の主張を踏まえた事実認定を行うようになり、当事者間の実質的な争いを意識しない総花的な起案は減少した」、「事案のポイントを見いだし、三者で共有することについての理解等が深まっており、争点整理の意義についての理解を欠くような起案が少なくなっている」(刑事裁判)、「集合修習中の起案やその講評時の質問や討議を通じて、供述証拠の信用性判断についてしっかりした見解を述べる者が目立った」(検察)、「第67期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた」(民事弁護、刑事弁護)といった肯定的な所感が多くみられた。

上記の効果については、実務修習における指導等によるところも大きいと考えられるが、導入修習の実施により、問題意識を持って分野別実務修習に臨めた修習生が相当数いたことなどの影響もあったと思われる。

## 4 第68期導入修習の総括と今後の導入修習について

### (1) 総括

いずれの教官室も、上記2及び3のとおり、導入修習は、その二つの目的に照らして一定の成果が認められたものと評価している。分野別実務修習に円滑に移行するために必要な事項はほぼカバーしていると思われる。また、導入修習の期間が現状の規模であれば、分野別実務修習期間の短縮による格別の支障は生じていない。

### (2) 個別カリキュラムにおける課題と第69期導入修習における見直し

各教官室において、第68期導入修習の実施状況を通じて確認された各カリキュラムの

課題を踏まえて、第69期導入修習におけるカリキュラム内容の一部見直しを行った。例えば、民事裁判では、法科大学院では経験していない争点整理手続に主眼を置いて、講義の内容にメリハリをつけるなどし、刑事裁判では、事前課題から導入修習を通じてステップを踏んだ学修ができるように工夫した。また、民事弁護では、よく理解できなかったという者も散見された保全・執行について他のカリキュラムとの時間配分を調整して時間を拡大し、より基礎的なところから実務的なところまで幅広い内容の講義を行った。刑事弁護では、否認事件について、取り扱う事案を1件に絞り、接見から最終弁論の準備までの弁護活動を段階的に体感させることとしたほか、修習生が分野別実務修習において数多く触れる量刑事件（量刑が争われる事件）についても取り上げた。

第69期におけるこれらの見直しの効果等も踏まえて、引き続きカリキュラム内容の検討を継続していくことが必要である。

### (3) 今後の課題

導入修習に関して各教官室が挙げる今後の課題としては、次のものがあり、これらについて引き続き検討していく必要がある。

#### ① 事前学修の充実

修習生がより主体的・積極的に導入修習のカリキュラムに取り組むための方策として、導入修習開始前の自学自修をサポートする教材を作成することなどにより、導入修習開始前の事前学修の充実を図る。

#### ② 科目間の連携

限られたコマ数の中で有効なカリキュラムを作るために、刑事系3科目の連携の一層の強化、あるいは、コラボ講義の充実を検討する。

#### ③ 指導担当弁護士との連携

導入修習の内容を踏まえた形で分野別実務修習が実施されるように、弁護教官室と各地の弁護士会の指導担当弁護士との連携を深める必要がある。

#### ④ 法科大学院との連携

導入修習及びそれに続く分野別実務修習をより充実したものとするためには、司法研修所と法科大学院との連携を深めていくことも必要である。

以上



## 第68期導入修習カリキュラム一覧

## 1 民事系科目

科目	カリキュラム名	概要
民事裁判	民裁即日起來の解説	人証調べに入る前の段階の修習記録を用いた主張整理の起案・講評を通じて、実体法の知識・解釈やそれを踏まえた要件事実の基礎知識が具体的な事件でどのように応用されるかを体感させるなどした。
	民事事実認定の手法と留意点	事前課題として記録教材を検討してレポートを提出させた上で、この記録教材を題材としたDVDの視聴や質疑応答等を通じ、事実認定の基本的な枠組みや手法を理解させた。
民事弁護	問題研究	依頼者からの聴取内容及び証拠資料からなる修習記録に基づき、当該依頼者の法的権利実現のための法的構成、事実認定上の問題点及び立証の見直し等を検討させた上で、原告(=当該依頼者)第1準備書面の起案・講評を行い、実務家に必要とされる能力等を理解させた。
	講義1(民事保全・民事執行)	典型的な保全・執行に関する事例の討論・解説及びDVD視聴を通じ、民事関係手続全般を動的に学修させるなどした。
	講義2(弁護士倫理・職責)	弁護士倫理について、実務に見られる具体的な事例を採り上げ、討論させた。また、DVDを視聴させ、弁護士の活動の視点と心構え、分野別実務修習の留意点等に関する講義を行った。
	演習1(証拠収集・立証活動)	当事者から依頼を受けた弁護士が行うべき証拠収集活動及び当事者の視点からの証拠評価等の検討・講評を行った。
	演習2(契約書の作成)	取引の相手方から契約書案を受領した依頼者から相談を受けた弁護士の立場で、その修正案等の検討・講評を行った。
民事共通	民事第1審手続の概説	民事第一審手続について、質疑応答や講義を通じて、実務的に重要な事項を確認するとともに、裁判官・弁護士のそれぞれの立場から、第一審手続にどのように関わっていくのかを理解させた。
	民事総合	修習生を複数のグループに分けて、模擬争点整理手続を行わせ、質疑応答や講評を通じ、争点整理の重要性の理解を深めた。

## 2 刑事系科目

科目	カリキュラム名	概要
刑事裁判	刑裁講義	刑事訴訟手続(とりわけ公判前整理手続と公判の目的や在り方)の解説や手続関係の事前課題についてのグループ討論・解説を通じ、手続の持つ意義や機能等のイメージを持たせるなどした。
	刑裁即日起來・事前課題の解説	修習記録を用いた事実認定の起案・解説や、事前課題についてのグループ討論・講評を通じ、事実認定や量刑判断に関する基本的な考え方を確認するなどした。
検察	検察導入講義	事前課題の解説を通じて検察科目における犯人性や犯罪の成否に関する考え方を解説した。
	捜査演習	修習記録と被疑者取調べを再現したDVDを用い、①事実認定・法律適用上の問題点の検討、補充捜査事項の検討をさせ、②取調べを行う際の留意事項等を具体的に解説した。
	検察即日起來の解説、検察官の心構え等	起案の講評を通じて検察科目における事実認定の在り方を再確認させた。また、検察実務修習において検察官役を担う上での心構え等を解説した。
刑事弁護	刑弁講義1	起訴前の弁護活動、保釈請求、証拠調べを含む公判における弁護活動等の各場面における具体的な弁護活動の在り方について、討論・解説を行った。
	刑弁即日起來の解説	公判前整理手続における弁護活動に関する起案・講評や、事前課題(弁論要旨の起案)の解説を通じ、公判審理を見通す弁護を体感させたり、弁護人の証拠評価の視点等の理解を深めさせた。
	刑弁講義2	捜査段階における弁護活動として模擬接見を行うとともに、弁護人の役割・職務、心構えや分野別実務修習に当たって注意すべき事項等を解説した。
刑事共通	刑事基本問題研究	被疑者勾留に関する課題について、問題研究事例を用いて、グループ討論・全体討論や講評を行った。
	刑事共通演習基礎	公判前整理手続に関し、修習記録を用いて、手続の段階ごとに検討すべき論点について、グループ討論・全体討論や講評を行い、裁判官・検察官・弁護人としていかに手続に関与すべきかを理解させた。

## 3 その他

科目	カリキュラム名	概要
裁判教官室共通	裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス	裁判官の役割や職務を概説するとともに、裁判所の組織や裁判実務修習における注意事項等についてガイダンスを行った。